

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年2月25日（平成28年（行情）諮問第191号）

答申日：平成29年1月27日（平成28年度（行情）答申第693号）

事件名：「自衛隊原子力災害対処計画について（通達）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「自衛隊原子力災害対処計画について（通達）（統幕運2第49号。26.3.18）（別冊第1及び別冊第2）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月6日付け防官文第17672号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求める。
- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製したものであるかの確認を求める。
- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記載された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「統幕運2第49号。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」(以下「本件請求文書」という。)の開示を求めたものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として、「自衛隊原子力災害対処計画について(通達)(統幕運2第49号。26.3.18)」を特定した。

本件開示請求に対し、法11条を適用して平成27年11月6日まで開示決定等の期限を延長し、まず、同年7月6日付け防官文第10816号により、特定した行政文書のうち別冊第1及び別冊第2を除く部分について開示決定を行い、同年11月6日付け防官文第17672号により、別冊第1及び別冊第2(本件対象文書)につき、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定(原処分)を行ったところ、原処分に対して異議申立てがされたものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書の不開示とした部分及び不開示とした理由は別紙1のとおりである。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフト、表計算ソフト及びプレゼンテーションソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必

要はない。

- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てがされた時点においては、開示請求者から開示の実施の申出がなされていないことから開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙1のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成28年2月25日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③同年3月9日 審議
- ④平成29年1月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤同月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別紙1の一連番号1, 3, 4及び6に掲げる部分

当該不開示部分には、自衛隊の原子力災害対処時の運用に係る情報が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の原子力災害対処に係る態勢、能力及び運用要領が推察され、今後の自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる

ので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別紙1の一連番号2及び5に掲げる部分

ア 当該不開示部分には、自衛隊の原子力災害対処時の情報業務に係る情報が記載されていることが認められる。

イ 当該不開示部分のうち、別紙2に掲げる部分を除く部分には、原子力災害対処時の自衛隊の情報収集項目、情報収集態勢等が具体的に記載されていることから、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心及び情報収集能力等が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方において、その対抗措置を講ずることを可能にするなど、今後の自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ しかし、別紙2に掲げる部分は、原子力災害対処に当たって自衛隊の情報収集に関与する機関や収集項目として容易に推測できる情報、一般的・抽象的な記載等にとどまるものであるから、これを公にしても、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすとはいえず、我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1（原処分において不開示とした部分及び理由）

1 自衛隊原子力災害対処計画について（通達）（統幕運 2 第 4 9 号。2 6 . 3 . 1 8）別冊第 1

一連 番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	A-3-1 及び B-6-1 のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の運用に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の原子力災害対処に係る態勢及び能力が推察され、今後の自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当する。
2	B-4-1 ないし B-5-2 のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の情報業務に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、情報業務に関する能力及び情報源が推察され、今後の自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当する。
3	R-1 の一部	防衛省・自衛隊の運用に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の効果的な任務遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当する。

2 自衛隊原子力災害対処計画について（通達）（統幕運 2 第 4 9 号。2 6 . 3 . 1 8）別冊第 2

一連 番号	不開示とした部分	不開示とした理由
4	A-3-1 及び B-6-1 のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の運用に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の原子力災害対処に係る態勢及び能力が推察され、今後の自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に

		該当する。
5	B-4-1ないしB-5-2のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の情報業務に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、情報業務に関する能力及び情報源が推察され、今後の自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
6	R-1の一部	防衛省・自衛隊の運用に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の効果的な任務遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。

別紙 2（開示すべき部分）

1 自衛隊原子力災害対処計画について（通達）（統幕運 2 第 4 9 号。2 6 . 3 . 1 8）別冊第 1

一連 番号	具体的箇所	
1	B-4-2	表中「情報主要素」欄の不開示部分全て
2	B-4-3	表中「情報主要素」欄の不開示部分全て
3	B-4-4	表中「a 天気，大気状態，風向，風速，気温，温度等気象現況及び予報」と記載のある枠の直近下の枠
4	B-4-5	表中「情報主要素」欄の不開示部分全て
5	B-4-6	表中「情報主要素」欄の不開示部分全て
6	B-4-7	表中「a 天気，大気状態，風向，風速，気温，温度等気象現況及び予報」と記載のある枠の直近下の枠

2 自衛隊原子力災害対処計画について（通達）（統幕運 2 第 4 9 号。2 6 . 3 . 1 8）別冊第 2

一連 番号	具体的箇所	
7	B-4-2	表中「旧計画」のうち「情報主要素」欄の不開示部分全て，表中「新計画」のうち「情報主要素」欄の不開示部分全て
8	B-4-3	表中「新計画」のうち「情報主要素」欄の不開示部分全て
9	B-4-4	表中「旧計画」のうち「天気，大気状態，風向，風速，気温，温度等気象現況及び予報」と記載のある枠の直近下の枠，表中「新計画」のうち「a 天気，大気状態，風向，風速，気温，温度等気象現況及び予報」と記載のある枠の直近下の枠
10	B-4-5	表中「新計画」のうち「情報主要素」欄の不開示部分全て
11	B-4-6	表中「新計画」のうち「情報主要素」欄の不開示部分全て
12	B-4-7	表中「新計画」のうち「a 天気，大気状態，風向，風速，気温，温度等気象現況及び予報」と記

	載のある枠の直近下の枠
--	-------------